

泉大津市地域防災計画

令和 2 年修正

泉大津市防災会議

総 則

第1節 計画の目的及び構成	総則-1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成	1
第2節 防災の基本方針	総則-3
第1 計画の目標及び位置づけ	3
第2 防災の基本方針	3
第3節 本市の概況と被害想定	総則-5
第1 自然的条件	5
第2 社会的条件	6
第3 災害想定	7
第4節 防災関係機関の業務大綱	総則-10
第1 泉大津市	10
第2 防災関係機関	13
第5節 市民、事業者の基本的責務	総則-22
第1 市民の基本的責務	22
第2 事業者の基本的責務	23
第3 NPOやボランティア等多様な機関との連携	23
第4 住民・事業者・公共機関等の連携による市民運動の展開	23
第6節 計画の修正	総則-24

災 害 予 防 対 策

第 1 章 防災体制の整備

第 1 節 総合的防災体制の整備	予防-1
第 1 組織体制の整備	1
第 2 防災機能等の確保、充実	5
第 3 防災拠点等の整備	6
第 4 装備資機材等の備蓄	7
第 5 防災訓練の実施	8
第 6 相互応援体制の整備	10
第 7 人材の育成	11
第 8 防災に関する調査研究の推進	12
第 9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	12
第 10 自治体被災による行政機能の低下等への対策	13
第 11 事業者、NPO・ボランティア等との連携	14
第 2 節 情報収集伝達体制の整備	予防-15
第 1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	15
第 2 情報収集伝達体制の強化	17
第 3 災害広報体制の整備	17
第 4 観測体制の整備	18
第 3 節 消火・救助・救急体制の整備	予防-20
第 1 消防力の強化	20
第 2 広域消防応援体制の整備	22
第 3 泉大津市消防の広域化及び通信指令システムの高度化	22
第 4 節 災害時医療体制の整備	予防-23
第 1 災害医療の基本的考え方	23
第 2 医療情報の収集・伝達体制の整備	24
第 3 現地医療体制の整備	25
第 4 後方医療体制の整備	26
第 5 医薬品等の備蓄及び確保	27
第 6 患者等搬送体制の確立	27

第7	個別疾病対策	28
第8	関係機関協力体制の確立	28
第9	医療関係者に対する訓練等の実施	29
第10	保健衛生活動における連携体制の整備	29
第5節	緊急輸送体制の整備	予防-30
第1	陸上輸送体制の整備	30
第2	航空輸送体制の整備	31
第3	水上輸送体制の整備	32
第4	救援物資集積場所の指定	32
第5	民間事業者との協力体制の整備	32
第6	輸送手段の確保	32
第7	交通規制・管制の確保	33
第6節	避難受入体制の整備	予防-35
第1	指定緊急避難場所、指定避難所の指定	35
第2	その他の避難場所、避難路の指定	38
第3	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の安全性の向上	40
第4	避難誘導體制の整備	42
第5	広域避難体制の整備	43
第6	応急危険度判定体制の整備	43
第7	応急仮設住宅等の事前準備	44
第8	り災証明書の発行体制の整備	44
第7節	緊急物資確保体制の整備	予防-46
第1	給水体制の整備	46
第2	食料・生活必需品の確保	47
第3	他自治体、事業所からの物資の調達	49
第8節	ライフライン確保体制の整備	予防-50
第1	上水道	50
第2	下水道	51
第3	電力（関西電力株式会社）	52
第4	ガス（大阪ガス株式会社）	53
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）	54
第6	住民への広報	56

第9節	交通確保体制の整備	予防-57
第1	鉄道施設	57
第2	道路施設	57
第3	港湾施設	57

第10節	避難行動要支援者支援体制の整備	予防-58
第1	障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	58
第2	社会福祉施設の取組み	62
第3	福祉避難所の選定	62
第4	外国人に対する支援体制整備	62
第5	その他の避難行動要支援者に対する配慮	63

第11節	帰宅困難者支援体制の整備	予防-64
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	64
第2	駅周辺における滞留者の対策	65
第3	代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）	65
第4	徒歩帰宅者への支援	65

第2章 地域防災力の向上

第1節	防災意識の高揚	予防-67
第1	防災知識の普及啓発	67
第2	学校における防災教育	69
第3	消防団等による防災教育	71
第4	災害教訓の伝承	71
第5	防災対策に係る相談窓口の設置	71
第6	防災地理情報等の整備	71

第2節	自主防災体制の整備	予防-73
第1	地区防災計画の策定等	73
第2	自主防災組織の育成	74
第3	事業者による自主防災体制の整備	75
第4	啓発の方法	76
第5	救助活動の支援	76

第3節 ボランティアの活動環境の整備…………… 予防-77

第4節 企業防災の促進…………… 予防-79

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化…………… 予防-81

第1 防災空間の整備 81

第2 都市基盤施設の防災機能の強化 83

第3 木造密集市街地の整備促進 84

第4 建築物の安全性に関する指導等 85

第5 文化財 85

第6 ライフライン・放送施設災害予防対策 86

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 90

第2節 地震災害予防対策の推進…………… 予防-92

第1 既存建築物等の防災対策の促進 92

第2 土木構造物の耐震対策等の推進 93

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 94

第3節 津波災害防止対策の推進…………… 予防-96

第1 津波対策の基本的考え方 96

第2 津波防災地域づくりの推進 97

第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策 97

第4節 水害予防対策の推進…………… 予防-101

第1 洪水対策 101

第2 高潮対策 102

第3 水害減災対策 102

第4 下水道の整備 106

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 106

第5節 危険物等災害予防対策の推進…………… 予防-108

第1 危険物災害予防対策 108

第2 高圧ガス等災害予防対策 110

第3 火薬類災害予防対策 110

第4	毒物劇物等災害予防対策	110
第5	危険物積載船舶等災害予防対策	110
第6	管理化学物質災害予防対策	112
第7	石油コンビナート等災害予防対策	113
第6節	火災予防対策の推進	予防-114
第1	市街地の火災予防	114
第7節	原子力（放射線）災害予防対策の推進	予防-116
第1	原子力災害に対する基本的考え方	116
第2	大阪府域における災害の想定	116
第3	放射性同位元素取扱事業所における災害対策	119
第4	広域避難の受入れ	120

災 害 応 急 対 策

第 1 章 活動体制の確立

第 1 節 組織動員体制	応急-1
第 1 事前警戒体制	1
第 2 災害警戒本部体制	2
第 3 災害対策本部体制	4
第 4 職員動員計画	6
第 2 節 自衛隊の災害派遣	応急-11
第 1 派遣要請	11
第 2 自衛隊の自発的出動基準	12
第 3 派遣部隊の受入れ	12
第 4 派遣部隊の活動	13
第 5 撤収要請	15
第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援	応急-16
第 1 大阪府知事等に対する要請等	17
第 2 広域応援等の受入れ	20
第 3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣	21
第 4 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援	21
第 4 節 災害緊急事態	応急-22

第 2 章 情報収集伝達・警戒活動

第 1 節 警戒期の情報伝達	応急-23
第 1 気象予警報等の収集・伝達	23
第 2 津波警報・注意報等の伝達	31
第 3 気象予警報等の関係機関への伝達経路	40
第 4 津波警報・注意報等の伝達経路	44
第 5 住民への周知	45

第2節	警戒活動	応急-46
第1	気象観測情報の収集伝達	46
第2	水防警報及び水防情報	50
第3	水防活動	51
第4	異常現象発見時の通報	54
第5	ライフライン・交通等警戒活動	55
第6	在港船舶避難活動	56
第3節	津波警戒活動	応急-58
第1	避難対策等	58
第2	水防活動	60
第3	ライフライン・放送事業者の活動	61
第4	交通対策	62
第5	在港船舶に対する周知活動	63
第4節	発災直後の情報収集伝達	応急-64
第1	情報収集伝達経路	64
第2	被害情報の収集・報告	66
第3	被害情報の報告	68
第4	通信手段の確保	70
第5	有線・無線途絶時の対策	70
第5節	災害広報	応急-71
第1	災害広報	71
第2	報道機関との連携	77
第3	広聴活動	78
第3章 消火、救助、救急、医療救護		
第1節	消火・救助・救急活動	応急-79
第1	市	79
第2	消防本部	79
第3	府警察	81
第4	堺海上保安署	81
第5	各機関による合同調整所（連絡会議）の設置	82
第6	自主防災組織等	82

第7節	惨事ストレス対策	83
第2節	医療救護活動	応急-84
第1節	災害時医療体制	84
第2節	医療情報の収集・提供活動	86
第3節	現地医療対策	87
第4節	後方医療対策	89
第5節	医薬品等の確保・供給活動	91
第6節	個別疾病対策	91
第4章 避難行動		
第1節	避難誘導	応急-93
第1節	避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等	93
第2節	住民への周知	97
第3節	避難者の誘導等	98
第4節	警戒区域の設定	98
第2節	避難所の開設及び運営等	応急-100
第1節	避難所の開設	100
第2節	避難所の管理・運営	102
第3節	府への要請と広域避難の受入れ	104
第4節	避難所の早期解消のための取組み等	105
第5節	自主避難所の開設	105
第3節	避難行動要支援者への支援	応急-106
第1節	避難行動要支援者の被災状況の把握等	106
第2節	被災した避難行動要支援者への支援活動	107
第4節	広域一時滞在	応急-108
第5章 交通対策、緊急輸送活動		
第1節	交通規制・緊急輸送活動	応急-109
第1節	陸上輸送	109
第2節	水上輸送	112

第 3 節	航空輸送	112
第 2 節	交通の維持復旧	応急-114
第 1 節	交通の安全確保	114
第 2 節	交通の機能確保	115
第 6 章 二次災害防止、ライフライン確保		
第 1 節	公共施設応急対策	応急-117
第 1 節	公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋りょう等道路施設など）	117
第 2 節	公共建築物	118
第 3 節	応急工事	118
第 2 節	民間建築物等応急対策	応急-119
第 1 節	民間建築物等	119
第 2 節	危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	120
第 3 節	放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）	120
第 4 節	文化財の応急対策	120
第 3 節	ライフライン・放送の確保	応急-121
第 1 節	被害状況の報告及び情報提供	121
第 2 節	ライフライン事業者における対応	121
第 3 節	放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）	125
第 4 節	農水産関係応急対策	応急-126
第 1 節	農業用施設	126
第 2 節	漁業	126
第 3 節	農作物	127
第 7 章 被災者の生活支援		
第 1 節	生活支援体制	応急-129
第 2 節	住民等からの問い合わせ	応急-130

第3節	災害救助法の適用	応急-131
第1	法の適用	131
第2	救助の内容	132
第4節	緊急物資の供給	応急-134
第1	給水活動	134
第2	食料・生活必需品の給付	136
第5節	住宅の応急確保	応急-139
第1	被災住宅の応急修理	139
第2	住居障害物の除去	139
第3	応急仮設住宅の建設	140
第4	応急仮設住宅の運営管理	140
第5	応急仮設住宅の借上げ	140
第6	公共住宅への一時入居	141
第7	住宅に関する相談窓口の設置等	141
第8	建設用資機材等の調達	141
第6節	応急教育等	応急-142
第1	教育施設の応急整備	142
第2	応急教育体制の確立	143
第3	学校給食の応急措置	143
第4	教職員の確保	144
第5	就学援助等	144
第6	応急保育	144
第7節	自発的支援の受入れ	応急-146
第1	災害発生時におけるNPO・ボランティア等の活動	146
第2	義援金品の受付・配分	149
第3	海外からの支援の受入れ	150
第4	日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等	151
第8章 社会環境の確保		
第1節	保健衛生活動	応急-153
第1	防疫活動	153

第2	被災者の健康維持活動	154
第3	応援要請	154
第4	動物保護等の実施	155
第2節	廃棄物の処理	応急-156
第1	し尿処理	156
第2	ごみ処理	157
第3	災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理	158
第3節	遺体対策	応急-159
第1	初期活動	159
第2	遺体の検視等	159
第3	遺体の収容・安置	160
第4	遺体の身元確認	161
第5	遺体の火葬	161
第6	応援要請	161
第4節	社会秩序の維持	応急-162
第1	住民への呼びかけ	162
第2	警備活動の強化	162
第3	社会秩序維持のための対策	163
第4	物価の安定及び物資の安定供給	163

事 故 等 災 害 応 急 対 策

第1節	海上災害応急対策	事故等-1
第1	市の組織動員	1
第2	府現地災害対策本部との連絡	2
第3	通報連絡体制	3
第4	事故発生時における応急措置	4
第5	事故対策連絡調整本部の設置	6
第2節	航空災害応急対策	事故等-8
第1	市の組織動員	8
第2	府現地災害対策本部との連絡	9
第3	その他の地域	10
第3節	鉄道災害応急対策	事故等-11
第1	市の組織動員	11
第2	府現地災害対策本部との連絡	12
第3	情報収集伝達体制	13
第4	鉄道事業者の災害応急対策	13
第4節	道路災害応急対策	事故等-15
第1	市の組織動員	15
第2	府現地災害対策本部との連絡	16
第3	情報収集伝達体制	17
第4	道路管理者の災害応急対策	17
第5節	危険物等災害応急対策	事故等-19
第1	市の組織動員	19
第2	府現地災害対策本部との連絡	21
第3	危険物災害応急対策	21
第4	高圧ガス災害応急対策	23
第5	火薬類災害応急対策	25
第6	毒物劇物災害応急対策	26
第7	管理化学物質災害応急対策	27

第6節	高層建築物、地下街、市街地災害応急対策	事故等-29
第1	市の組織動員	29
第2	府現地災害対策本部との連絡	30
第3	通報連絡体制	31
第4	火災の警戒	31
第5	市、消防	32
第6	府警察	33
第7	大阪ガス株式会社	34
第8	高層建築物、地下街の管理者等	34
第7節	放射線災害応急対策	事故等-36
第1	市の組織動員	36
第2	府現地災害対策本部との連絡	37
第3	災害状況の報告	38
第4	災害時の連絡体制	38
第5	放射性同位元素に係る災害応急対策	39
第6	災害時における消防活動	39
第7	市域外の原子力事業所施設等での災害への対応	41

災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策

第 1 章 災害復旧対策

第 1 節 復旧事業の推進	復旧・復興-1
第 1 被害の調査	1
第 2 公共施設等の復旧	1
第 3 激甚災害の指定	2
第 4 激甚災害指定による財政援助	2
第 5 特定大規模災害	3
第 2 節 被災者の生活確保	復旧・復興-4
第 1 災害弔慰金等の支給	4
第 2 災害援護資金・生活資金等の貸付	5
第 3 り災証明書の交付等	5
第 4 租税等の減免及び徴収猶予等	6
第 5 住宅の確保	6
第 6 被災者生活再建支援金	8
第 3 節 中小企業の復興支援	復旧・復興-10
第 1 市の措置	10
第 2 融資の種類	10
第 4 節 農漁業関係者の復興支援	復旧・復興-11
第 1 市の措置	11
第 2 資金の融資	11
第 5 節 ライフライン等の復旧	復旧・復興-12

第 2 章 災害復興対策

第 1 節 復興の基本方針	復旧・復興-17
第 1 基本的考え方	17
第 2 現状復旧	18
第 3 復興計画の作成	18
第 4 関西広域連合における復興に向けた取組み	19

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	推進-1
第1 推進計画の目的	1
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第3 水防に関する市等の活動	1
第4 泉大津市消防団の活動	2
第5 推進計画に定めのない対策	2
第6 地震・津波の被害想定	2
第2章 関係者との連携協力の確保	推進-3
第1 資機材・人員等の配備手配	3
第2 他防災関係機関に対する応援要請	4
第3 帰宅困難者への対応	5
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	推進-6
第1 津波からの防護	6
第2 津波に関する情報の伝達等	6
第3 避難指示（緊急）の発令基準	7
第4 避難対策等	8
第5 消防機関等の活動	10
第6 ライフライン・放送事業者の活動	11
第7 交通対策	11
第8 市が管理又は運営する施設に関する対策	12
第9 迅速な救助	13
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	推進-14
第1 南海トラフ地震臨時情報について	14
第2 南海トラフ地震臨時情報等の伝達について	15
第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	15
第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	16
第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	24

第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	推進-26
第6章	防災訓練計画	推進-27
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	推進-28
第1	市職員に対する教育	28
第2	住民等に対する教育	28
第3	児童・生徒等に対する教育	29
第4	防災上重要な施設管理者に対する地震防災知識の普及	29
第5	相談窓口の設置	29
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	推進-30
第9章	東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止	推進-31
第1	東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応	31
第2	東海地震関連情報が発表された場合への対応	31

附 属 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第 1 章 総則	附属1-1
第 1 目的	1
第 2 基本方針	1
第 2 章 東海地震注意情報発表時の措置	附属1-2
第 1 東海地震注意情報の伝達	2
第 2 警戒態勢の準備	2
第 3 章 警戒宣言が発せられた時の対応措置	附属1-3
第 1 東海地震予知情報等の伝達	3
第 2 警戒態勢の確立	4
第 3 住民、事業所に対する広報	5

〔注 記〕

本計画における用語について

- 指定避難所 …… 災害の危険性があり、避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設をいう。
- 指定緊急避難場所 …… 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所をいう。
- 住 民 …… 市域に住所を有する者、他市町村から市域に通学・通勤する者及び災害時に市域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者 …… 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。また、旅行者も、災害の認識や避難勧告等の情報入手、地理不案内による自力避難等が困難であることなどから、要配慮者と考えられている。
- 避難行動要支援者 …… 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 関西広域連合 …… 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関 …… 国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- ライフライン …… 上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。